

令和2年加美町議会第3回定例会会議録第3号

令和2年9月11日（金曜日）

---

出席議員（18名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	三浦英典君	10番	沼田雄哉君
11番	一條寛君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	下山孝雄君	16番	米木正二君
17番	木村哲夫君	18番	工藤清悦君

---

欠席議員（なし）

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	佐藤和枝君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	相澤栄悦君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	浅野仁君
農林課長	浅野善彦君

森林整備対策室長	佐々木 実 君
商工観光課長	塩田 雅史 君
建設課長	長田 裕之 君
保健福祉課長	内海 悟 君
子育て支援室長	佐藤 法子 君
地域包括センター所長	千葉 桂子 君
上下水道課長	大場 利之 君
小野田支所長	大和田 恒雄 君
宮崎支所長	猪股 繁 君
総務課参事兼課長補佐	遠藤 伸一 君
教 育 長	早坂 家一 君
教育総務課長	二瓶 栄悦 君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	上野 一典 君
代表監査委員	小山 元子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	内海 茂 君
次長兼議事調査係長	青木 茂義 君
主幹兼総務係長	内出 由紀子 君
主 事	鈴木 智史 君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第12号 専決処分した事件の報告について（令和元年度五輪橋ほか1橋  
修繕工事請負変更契約の締結について）
- 第 3 議案第60号 加美町辺地総合整備計画の変更について
- 第 4 議案第61号 加美町放課後児童クラブ条例の制定について
- 第 5 議案第62号 工事請負契約の締結について（令和2年度町道天王・鳥嶋線改  
良工事）

- 第 6 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について（令和 2 年度平田橋ほか 1 橋修繕  
工事）
- 第 7 議案第 6 4 号 令和 2 年度加美町一般会計予算補正予算（第 6 号）
- 第 8 議案第 6 5 号 令和 2 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2  
号）
- 第 9 議案第 6 6 号 令和 2 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 6 7 号 令和 2 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 6 8 号 令和 2 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1  
号）
- 第 1 2 議案第 6 9 号 令和 2 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 7 0 号 令和 2 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 7 1 号 令和 2 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 7 2 号 令和 2 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 7 3 号 令和 2 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 請願第 1 号 加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める請願  
について
- 第 1 8 陳情第 1 号 宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請す  
る意見書採択を求める陳情書について
- 第 1 9 認定第 1 号 令和元年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 2 号 令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 第 2 1 認定第 3 号 令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 第 2 2 認定第 4 号 令和元年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 3 認定第 5 号 令和元年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 第 2 4 認定第 6 号 令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 第 2 5 認定第 7 号 令和元年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 6 認定第 8 号 令和元年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

第 27 認定第 9 号 令和元年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 28 認定第 10 号 令和元年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 29 認定第 11 号 令和元年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 29 まで

午後1時30分 開会・開議

○議長（工藤清悦君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤清悦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番早坂忠幸君、5番三浦進君を指名いたします。

ここで、町長より発言の申出がありますので、これを許可したいと思います。町長。

○町長（猪股洋文君） 本日もよろしくお願ひいたします。

昨日の猪股俊一議員の一般質問の中でありました環境省の来庁の目的について、ご報告をいたします。

最初に、環境省の職員が加美町に来た目的でございますが、案内した職員が直接確認したところ、昨年8月に人事異動となった環境省の担当職員が、コロナの影響も少し緩和され宮城県に行ける機会ができたため、最終処分場の工事を確認したいとのことで9日の午前大和町、そして午後加美町、そして10日に栗原市を回ることにしているということでありました。

また、工事は継続しているのかといった点についてであります。環境省のホームページの放射性物質汚染廃棄物処理情報サイトには、宮城県における取組について環境省として平成26年1月に詳細調査候補地を3か所公表しました。平成26年8月に調査を開始しましたが、完了に至っていません。こうした中、平成28年4月、県知事より8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理を優先するとして、詳細調査を凍結するよう要請がありました。国としてはこの要請を尊重し、「現在8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理を優先しています」と掲載されており、この内容が環境省の方針であると理解しております。

また、答弁について一部補足させていただきます。各市町の処理の状況の中で、大和町は焼却ではなく農林地還元を選択したと答弁いたしました。確認しましたところ、試験焼却を平成30年に2回実施しておりますが、本格焼却は行わず、農林地還元により処理を行う方針としたということでありました。

もう1点ですが、処理方法による財源的な点について確認しましたところ、すき込みや焼却など処理の方法に関わらず、基本的には国の補助あるいは特別交付税の措置があり、補助等の

対象にならないものについては東電への損害賠償の請求により対応することとなっているということですので、補足をさせていただきます。

また、昨日の大雨についての報告でございます。昨日の夕方ではありますが、突然の雷雨となりまして、県内に記録的短時間大雨情報が発表され、加美町にも午後5時39分に大雨警報が発令されました。直ちに職員による警戒配備体制を敷き、対応に当たりました。午後5時50分には土砂災害警戒情報が発令され、午後7時20分には土砂災害警戒情報は解除となりましたが大雨警報は継続され、今朝の午前4時24分に注意報に変わりました。中新田地区の雨量計で、午後5時から6時までの1時間に28ミリ、降り始めから本日未明までの雨量は85ミリを観測しております。

この大雨による被害について調査等を行っておりますが、幸い大きな被害は報告されていない状況です。今後も台風などによる災害が予想されますので、万全を期して対応してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 次に、農林課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

昨日ですが、猪股議員のほうから質問がありました利用自粛牧草の個人農家保管分の再封入の状況でございますが、数量につきましてははっきりと回答できませんでしたので、数量についてご報告させていただきます。

農家保管数が全体で6,620個ございます。令和元年度中に、再封入したのが2,803個でした。残りの3,817個を今年度に封入するという事となっております。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

---

日程第2 報告第12号 専決処分した事件の報告について(令和元年度五輪橋ほか1橋修繕工事請負変更契約の締結について)

○議長（工藤清悦君） 日程第2、報告第12号専決処分した事件の報告について（令和元年度五輪橋ほか1橋修繕工事請負変更契約の締結について）、報告を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 報告第12号専決処分した事件の報告について（令和元年度五輪橋ほか1

橋修繕工事請負変更契約の締結について)、ご説明申し上げます。

本案件は、令和元年10月29日に開会された令和元年加美町議会第7回臨時会においてご承認をいただきました令和元年度五輪橋ほか1橋修繕工事について、工事請負契約に変更が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年7月29日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったものであります。議会の議決を経た工事請負契約については、変更金額が契約金額の10%以内で、その金額が1,000万円以下の場合は町長の専決事項とされておりますので、同条第2項の規定により報告するものです。

変更の主な内容としましては、1つ目として五輪橋において当初伸縮継手工法を行う計画でございましたが、伸縮継手が交換を要する状態ではないことが判明したため変更したものです。2つ目は、五輪橋において当初塗膜除去を湿式塗膜剥離剤工法で行う計画でございましたが、試験施工の結果、より適しているバキュームブラスト工法へ変更したことなどによるものです。これにより、変更前契約額1億1,000万円から123万7,500円を減額し、1億876万2,500円に変更したものであります。

なお、本案件につきましては令和2年8月7日に工事は完了しております。

以上、ご報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(工藤清悦君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第12号専決処分した事件の報告について(令和元年度五輪橋ほか1橋修繕工事請負変更契約の締結について)を終了いたします。

---

### 日程第3 議案第60号 加美町辺地総合整備計画の変更について

○議長(工藤清悦君) 日程第3、議案第60号加美町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 猪股洋文君 登壇]

○町長(猪股洋文君) 議案第60号加美町辺地総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、平成30年3月に策定した加美町辺地総合整備計画について4つの辺地における事業費の変更、事業の追加及び辺地の人口の変更、鹿原辺地における区域の字の削除と追加、旭辺地に

おける辺地度点数の変更を行うものです。

計画変更の手続につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があることから、本定例会に提案するものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号加美町辺地総合整備計画の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号加美町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第61号 加美町放課後児童クラブ条例の制定について

○議長（工藤清悦君） 日程第4、議案第61号加美町放課後児童クラブ条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第61号加美町放課後児童クラブ条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、放課後児童クラブの実施に際し適正なサービスを提供していくため、利用できる対象児童や利用料等の規定を定め、新たに放課後児童クラブ条例を制定するものです。これまで放課後児童クラブについては、事業開始から保険料以外の利用者負担を設定していないことで、祖父母などがいて昼間に児童を見ることができる家庭でも、各放課後児童クラブに登録すれば利用できる状況が続いてきました。登録者の中には、毎日利用する必要はないが、急な利用を想定してなどの理由で申請している保護者が多いという状況になっております。

そのことから、児童の状況把握などが困難になってきており、また支援員の配置にも支障を

来す状況であり、本来の放課後児童クラブの役割であるより安全で安心な適切な居場所の提供や、児童の健全育成を図ることが困難になってきています。そのため、これまでの登録制を改め、保護者の就労状況や家庭状況を基に利用選考を実施し、また利用する児童の保護者に対して応分の負担をお願いするため、令和3年4月から月額3,000円の基本料金と、午後6時以降の延長料金1,000円を設定するものです。

なお、放課後児童クラブ条例の施行と併せて、町内一律のサービスの提供と従事スタッフの雇用格差の是正を図るため、令和3年4月から賀美石地区で実施してきた放課後子ども教室は放課後児童クラブへ移行するものです。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番早坂伊佐雄君。

○13番（早坂伊佐雄君）きのう一般質問でも高橋議員されましたけれども、まずちょっと室長に確認ですけれども、放課後児童クラブを有料にすることによって、これまでの放課後児童クラブとの明確な違いを簡潔に説明をお願いします。

○議長（工藤清悦君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

有料化にすることにより、今まで安心料として放課後児童クラブに登録していた方が、恐らく登録しないんじゃないかと思えます。それで、確実に働いてお家にいない方が申請するとなると、申請人数もきちんと決まります。また、それに伴ってその子たちが大体毎日のように通うこととなります。そうすると、きちんと安全性が確保されるし、保護者も安心して利用できるということになります。

支援員さんもその人数によって、子どもたちの利用人数によってきちんと準備できると思えますか、来るか来ないか分からないと、130人だったり80人だったりとなりますと支援員の人数が全く異なりまして、支援員さんの働き方にも非常に困難が生じているような状況です。また、今まで利用しなかった方が確実にお家で、きちんと家庭の中で子育てできるという非常に大きなメリットもあるのではないかなと思います。物ではなく心のつながりというか、家庭の本来の役割である子どもを家庭で見ることが有料化に伴って進むんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 3番早坂伊佐雄君。

○13番（早坂伊佐雄君） 放課後児童クラブの場合には、万が一の例えばインフルエンザであるとか今回のコロナの場合のように、登録をしておかないと利用できないということもあるので、常時じゃなくてもやはり登録しているので、登録者数とその実態の差があるのは分かるんですけども、今回のように特に中新田の場合に児童館と放課後児童クラブが同じ出入口から入って、同じ施設を使って、同じ支援員が担当すると。その中で、片や月額3,000円プラス保険料、児童館のほうは無料ということになって、それが混在するわけですよ。ほかは、児童館とあるいは児童クラブだとか分離した施設だから、そういうことは起きないかもしれませんが、特に同じ施設を使って片や有料、片や無料というのでは、やはりこれは父兄のほうでも納得がいかないのではないかなと、どうも説明はつかないのではないかなというふうに私は考えます。

それで、確かにいろいろ説明を聞きますと、今後やはり他町村でもやっているように、公設民営に向けてのステップというふうな趣旨は分らないんですけども、こういうふうなコロナの状況でもありますので、確かに保護者のほうにはアンケート取ったとはいえ、そこも確実に金額がはっきりしているわけでもないです。やはりどうしても共稼ぎとかで受皿がなければ、放課後児童クラブに頼らざるを得ないと。そして、先ほどの繰り返しになりますけれども、万が一の場合にということ登録をしておかないといけないということもあって、人数が多くなってしまうのは、実際来る児童との差異はあるかと思うんですけども。

その辺、やはりこういう状況でもありますので、ぜひ令和3年の4月からではなくて1年先送りをするとか、その中で特にやはり児童館を利用する子と放課後児童クラブが混在するというのはこれは決していいことでもないし、説明がつかないことだと思いますので、1年間なり先送りする中で施設を分離してやるとか、あるいは先ほど親と子どもの心というふうなそういうメリットもあるのではないかみたいな話ありましたけれども、そういうふうな有料にするのであれば先ほど町長からも子どもの健全育成なり安全というふうな言葉が出ておりますけれども、有料化する中で何かの付加価値といいますか、東京あたりでもよく、塾ですらICチップとかで「今来ました」とか「帰りました」とかいろいろやっているわけで、きのうの室長の話を聞いていまして出欠が確認できますという話ありましたけれども、あれは今までもやっていることですので、それは特に真新しく変わったわけでもないと思いますので、そんなふうな何らかの安全対策だとか健全育成のために有料化するのであれば、これまでとは違ったそういうものも1年間の中で経過してから実施というふうなことで、ぜひ1年間先送りする中で施設の分離も含めてそういうことを強く要望したいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今回の条例2つに分かれますが、1つはこれまでの登録制を改めて保護者の就労状況に応じて利用選考するということが1つです。これは重要だと思っております。先ほど室長からもあったように登録するかしないか、分からないけれども取りあえずしておこうという方々が多いと、なかなかスタッフの配置これが困難でございますので、やはりきちんとここは選考していくということが必要だと思っております。

今回のコロナの関係もそうでしたけれども、必要に応じて登録はできますので、その都度利用はできますので、その辺は今回のコロナ対策でも柔軟にしておりますので、万が一ということではなくやはり必要な方をきちっと選考して利用していくということ、これはぜひ来年4月から進めていく必要があるというふうに思っております。

そういった中で、今議員ご指摘のとおり放課後児童クラブと児童館ですね、これが同施設を利用しているというふうなことが確かに北児童館の場合でございますので、その辺の整理というものは必要なんだろうというふうに思っております。ぜひ今回条例をお認めいただいた上で、私どもも今回のコロナという影響も当然でございますので、議員のご提案を十分踏まえた上で附則なりあるいは規則なりというところで、利用料の徴収については今議員が強くご要望されたような趣旨を受けて前向きに検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、はっきりとまずは登録制を改める、きちっと選考していく、本当に必要な方に使っていただくというふうな、ここは何としても進めていかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（工藤清悦君） 3番早坂伊佐雄君。

○13番（早坂伊佐雄君） 私、以前にも中新田の児童館が、敷地からして定員数が100ちょっとだったですかね。110名ぐらいで、どうしても制限しなくちゃいけないと。その中でたまにし利用しないとか、万が一のことを考えて登録だけしていてということで、それは中新田に限らず優先順位をいろいろ精査して、そこである程度の線引き・収容定員というのがありますから、それは当然しなくちゃいけないことだと思えます。それに対しては異論ないわけですが。

ちょっと確認なんですけど、それは同意・賛同しますけれども、1年先送りする中で検討を、施設も含めていろいろなという付加価値だとか、その辺精査するということでよろしいんですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そのような趣旨で進めさせていただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 私も、提案いただいた内容については教育民生常任委員会、さらに全員協議会でもご説明いただいたので、趣旨は納得しております。ただ、早坂議員も言われたように加美町児童館条例を読みますと、設置というところで児童福祉法第40条、これを読みますと「児童厚生施設は児童遊園・児童館等児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設である」という施設と、放課後児童クラブの性質のものが同じところで同じように子どもたちが集まってくるわけですが、仮に別々の子どもたちがけんかをしてけがをしたと。片方には保険があり、しかも3,000円という料金をいただいてきちんと管理をしていると。そういう意味からして、児童館という目的と放課後児童クラブの併設といえますか、その辺のことをもう少し整理をした上で保護者、そして児童にきちんと説明をした上で進めるべきではないかと。登録数と実態と、そういったことの整理もしなきゃならない。職員の方のことも提案された事情はよく理解できます。ただ、1つだけ区分けについてももう少し整理をする時間、説明する時間あってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

いろいろな御意見、ありがとうございます。この児童館というのは留守家庭のお子様を預かるということで、本当に昔1991年だと聞いておりますけれども、その後からずっとやっていたわけですが、働く保護者が多くなってだんだん児童クラブという形で、よその市町村では放課後児童クラブを別な施設でやり始めたり指定管理にしたりということで、児童館とは別にやってきたわけです。ただ、加美町ではある施設をということで、ずっと放課後児童クラブをそののくくりでやってきまして、なかなか別にしましよとか制限しましよという発想が今までなかったんですが、先生たちが非常に大変だったということで今回に至ったわけなんですけれども、本日ちょっと大崎市の児童館で放課後児童クラブをやられている中央児童館のほうにお伺いしてみました。

ちょうど定員120名だということです。何かお困りのこととか、何か大変なことないでしょうかとお伺いしましたら、特段何もないということでした。片方が3,000円で有料、片方は自由来館、どのような違いがありますかとまずお伺いしました。そうしたら、ロッカーに児童クラブの方は一人一人名前がついていて、そこに物を置くようになっていて、7時まできっちり職員さんが見ていてくれるということです。自由来館の方は、自由に来て自由に遊んで、児童

クラブの方と分け隔てなく遊びながらも自由に帰れるということで、連絡先を聞く程度で家族構成等も聞かない。そのあたりで遊びは自由に、放課後児童クラブの方は働いている方のお子様を預かっているということで、きちんとしたくくりになっているということをお伺いしました。

ただ加美町は狭い、119人という予定で狭いところで、中新田児童館の館長さんも苦勞されておりますが、きちんと名簿を分けたりとか、あと去年は自由来館が260人程度です。260人程度だと、1日1人いるかいらないかです。その子は、ほとんど中学生でして、一緒に遊んで小学校の子どもたちの面倒を見ていたということで、これからもし放課後児童クラブの子どもたちを制限すると、小学校の子どもたちがふえてくるなという懸念があるんですけども、実際119人の定員を考えながらいろいろとある施設を有効活用しなきゃならないのかなということでは考えております。

少し長くなりました。以上です。

○議長（工藤清悦君） 17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 町の条例によりますと、町の児童館というのは中新田・南・鳴瀬・広原ということで、児童館の扱いになっているようです。それ以外の、例えば小野田・宮崎でも当然放課後児童クラブ以外の子どもたちだって遊びたいわけでありまして、北児童館のみに関わらず子どもたちの遊びの場といいますか学びの場といいますか、そういったことを全体としてもう少し整理できないかどうか、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

基本的に子どもは学校で十分学んで、学校で遊んで、お家に帰ってご家族と触れ合うのが基本かなと思います。何か、学校での遊びもちょっと足りないのかなと思いますけれども、いろいろなお事情があって児童館・児童クラブのほうに全員ほとんどがやってくるという状態ですので、そのあたりやっぱり子どもの遊び場ということも大事だと思いますので、ちょっといろいろとどういふ検討があるか分からないんですけども、児童館として預かればいいのか、放課後児童クラブということで預かればいいのか分からないんですけども、ちょっと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございますか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 町長が受益者負担というお話をされております。先ほどから放課後児童クラブに登録されている子どもと、あと一方同じ施設の中で児童館は自由に遊ぶということで

すから、そうすると一方は3,000円、一方は児童館として自由に遊ぶ方はゼロ円と。そうすると、受益者負担ということで不公平さが生じるんじゃないかと、私は思っております。同じ子どもですよ。その辺と、あとあわせて例えば放課後児童クラブなりそのものは、例えば例を挙げますと中新田児童館、鳴瀬・広原もありますね。そうすると、放課後児童クラブでの事業なのか、児童館としての事業にそれぞれ参加されるのか。それも、すみ分けしてされるのか。その辺が何かちょっと私は見えない状況下にありますので、それが1点。

あともう一つは、先ほど町長が早坂議員に対して1年延ばす、精査という話をされましたが、実際はどうなんでしょうかね。これは、もう条例がされますと来年4月1日から有料化になるんです。ということは世の中が、コロナが今終息していない状況の中において社会情勢なり家庭の状況が変化する要素も、私は秘めていると思います。今2次、次は3次ということも、コロナが想定されておりますよね。その中をもう少し考えた上で、先を見通した上でこの有料化についてはどうなんでしょうか。町長、伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 受益者負担というのは、これは原則だと思いますね。ですからこれはやはり大事なことだと思っておりますし、それから今室長からありましたように放課後児童クラブとそして児童館に来ているお子さん方とはほとんどダブっているような、いわゆる中学生が来ているぐらいで、ほとんどダブっているんだと思います。ですから、やはりきちんと利用する方については町が予算を組んで、全てのサービスには当然経費がかかりますので、やはり公費負担とそれから利用する方の負担、こういったバランスということが大事だと思っておりますし、それから利用しない方と利用する方の負担ですね。こういったことも、当然これはバランスを取っていくということが大事だと思っておりますので。

このことに限らず、今後受益者負担のあり方というのは見直していく必要があるんだろうと。全てが無料だからいいということじゃなくて、無料ということはその分どこかにしわ寄せがいくということなんです。利用しない方が結局負担するということになりますから、これはやっぱり行財政改革の中でも見直していく大事な点だというふうに思っております。

なお、この条例に当然施行日ということ盛り込むわけでありましてけれども、その施行日を1年先延ばす、条例の施行を1年先延ばすということはこれは可能でありますので、皆さん方からのご意見がそういったご意見でありますので、ぜひそういった方向で条例を定めさせていただいて、実際の施行は例えば先ほど申し上げたように登録制から利用選択という部分を先行してやらせていただいて、利用料の徴収ということについては1年先延ばしということ、こう

いったことは定めることができますので、そういった方向で考えさせていただきたいというふうに思っております。

また、今後のあり方を考えますと、本来は子どもたちは学校が終わったあと学校の校庭で、昔はそうでしたね。みんな校庭で遊んで、そして家に帰ると。この放課後児童クラブについても、本来は移動することなく、以前に室長も答えたようにやはり小学校の空き教室等を使って、そこで放課後児童クラブを行うということ、これが子どもの安全上も一番よろしいのだろうというふうに思っておりますので、なかなかすぐというわけにはいきませんが、そういったことも考えながら整理はしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 本来というお話を、町長からいただきました。本来、子どもたちは学校というふうにはありましたが、要するに町の既存施設を活用しての児童館なり放課後児童クラブが今運営されているんじゃないですか。ですから、児童館なり放課後児童クラブが設置されるということが、私はあると思います。ましてや、各学校に空き教室というのが現在あるんですか。これから子どもたちが少なくなる段階において、統廃合ということがあるんじゃないかと思っておりますので、その辺の現況について教育委員会からご答弁いただくとありがたいです。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実は、多くのところで既に小学校の空き教室を使って放課後児童クラブを実施しているところはかなりありますので、やはり子どもたちが移動しないで済みますので、途中で交通事故に遭うことがないというふうなことなども含めて、そういった姿が望ましいんだろうというふうに思っています。当然、これは教育委員会もおっしゃるとおり、空き教室の状況なども勘案しながら進めていかなきゃならならぬことだというふうに思っております。

あとは、教育長になります。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育委員会教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

今正確には押さえておりませんが、学校によって空き教室の状況は違います。あるところと、あといっぱいいっぱいのところがあります。ただ、学校の空き教室を使う場合には、今度管理の問題があります。教職員の勤務時間もありますので、基本的に学校は教職員の勤務時間が終われば、そこで施錠して退勤と。そうすると、学校の校舎を施錠しても放課後児童クラブで利

用できるようなそういう仕切りですね、それができれば可能だと思います。実際、そのようにやっているところもあります。

あと、統合等につきましてはこれからということになりますので、それについては控えたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） いろいろと質問して、答弁いただきました。私も、この条例については異論を述べるものではありませんけれども、利用料金については町長が答弁したとおり強く望みます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

---

午後 2時44分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号加美町放課後児童クラブ条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号加美町放課後児童クラブ条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第5 議案第62号 工事請負契約の締結について（令和2年度町道天王・鳥嶋線改良工事）

○議長（工藤清悦君） 日程第5、議案第62号工事請負契約の締結について（令和2年度町道天王・鳥嶋線改良工事）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第62号工事請負契約の締結について（令和2年度町道天王・鳥嶋線

改良工事)についてご説明申し上げます。

本案件は、根岸地区と鳥嶋地区を結ぶ道路の狭小区間解消のため、平成30年度から整備してきました町道天王・鳥嶋線の道路拡幅改良事業の残りの区間の整備に係る工事請負契約の締結であります。

同路線は、令和元年度までに事業計画全長・延長386メートルのうち217.4メートルの改良工事が完了しております。今回、残りの168.6メートルの区間の道路拡幅改良工事を行うもので、工期は令和3年3月31日までとするものであります。令和2年8月26日、9社を指名して指名競争入札を行いましたところ、株式会社佐藤建設が4,480万円で落札しましたので、同社代表取締役佐藤浩司と工事請負契約の締結のため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び残産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、契約金額は5,000万円を超えてはおりませんが、予定価格を超えているため議会の議決をお願いするものであります。

なお、議案資料に入札調書と工事概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号工事請負契約の締結について(令和2年度町道天王・鳥嶋線改良工事)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号工事請負契約の締結について(令和2年度町道天王・鳥嶋線改良工事)は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第63号 工事請負契約の締結について(令和2年度平田橋ほか1橋修繕工事)

○議長(工藤清悦君) 日程第6、議案第63号工事請負契約の締結について(令和2年度町平田橋ほか1橋修繕工事)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第63号工事請負契約の締結について（令和2年度平田橋ほか1橋修繕工事）についてご説明申し上げます。

本案件は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平田橋・君子橋の2橋についての工事請負契約の締結であります。工事内容については、コンクリート断面の修復や合成桁の塗装塗り替え、伸縮継手及び防護柵の交換等を行うもので、工期は令和3年3月31日までとするものであります。令和2年8月26日、16社を指名して指名競争入札を行いましたところ、東日本コンクリート株式会社が1億700万円で落札したもので、同社代表取締役社長山縣 修と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、議案資料に入札調書と工事概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 15番。

15社の指名、議案内容を見させていただいているわけなんですけれども、その中で13社が辞退ということで、競争原理が働いているのかなと思ったりもしますけれども、これ特殊な工事になるわけなんですか。まず、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 建設課長。

○建設課長（長田裕之君） 建設課長、お答えいたします。

まずこちらの工事ですけれども、先ほど提案理由にもございましたけれども、橋梁の長寿命化の修繕計画を作りまして、その修繕計画に基づいて橋梁の修繕工事を行うものでございます。添付資料に指名業者あるんですけれども、指名業者的には加美町のSランクの業者と、それから仙台の業者6社を指名しております。こちら、指名基準に基づいて指名しておりますので、こちらの業者どちらをとっても施工ができるような工事でございます。

以上です。（「特殊なのかどうかということを質問している」の声あり）

特殊ということではなく、要は橋梁の修繕工事なものですから、あくまでも特殊工事ということではございません。以上です。

○議長（工藤清悦君） 15番下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） これまでも、こういった入札の状況をちょっと見たことがあります。考え方としては、地元の仕事が不足している場合などは、ある程度の覚悟で入札する、臨む。ところが、工事の内容によっては落札して入札価格を出した2社、こういったところの協力をいただかないと工事が進められないというふうな状況も、今まで見たことがあるんですけども。聞きようがちょっと具体的でないかも分かりませんが、地元の業者が入札にこのくらい臨んで取る体制をとってこないということは、やっぱり指名入札の仕組みとしてはいささか問題あるかと思うんですけども。例えば、今どうしても仕事がなければ無理してでも取ってきて、できるところに任せたりするような裏話を聞いたこともあるんですけども。そういった点、ちょっと答えられればお願いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

公共工事の入札につきましては、この入札調書にあります基本的な金額ごとにランクを定めて、そのランクの対象にした町内業者を選定しているというようなことがあります。また、あわせて規模の大きい工事等については、こういった形で仙台市の業者等も併せて指名をする場合があるというようなことでございます。

町内業者の入札の機会ということについては、基本的にはそのランクに当てはまる業者を全員、町内の業者については全て指名をさせていただいているという状況でございます。また、今回の辞退というようなものは、それぞれの入札でもありますが、今回の辞退の理由としましては技術者のほうに不足しているというようなことの申出があつて辞退というふう聞いております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号工事請負契約の締結について（令和2年度平田橋ほか1橋修繕工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号工事請負契約の締結につい

て（令和2年度平田橋ほか1橋修繕工事）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第64号 令和2年度加美町一般会計補正予算（第6号）

○議長（工藤清悦君） 日程第7、議案第64号令和2年度加美町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第64号令和2年度加美町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新たに4事業の予算を既定予算に追加するとともに、既計上の地方創生臨時交付金事業の予算の整理を行うほか、大崎地域広域行政事務組合の西部地区煤塵処理施設に対する震災復興特別交付税を財源とした建設負担金の追加など、既定予算に歳入歳出それぞれ5億3,959万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ164億2,802万円とする補正予算と、中新田公民館整備事業のほか1件の債務負担行為の追加、並びに地方債の変更3件を行うものです。

歳入の主なものについては、地方特例交付金1,204万円増、地方交付税として震災復興特別公税3億3,404万7,000円増、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,986万1,000円増、県支出金として新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費補助金2,120万円減、寄附金としてふるさと応援基金寄附金3,500万円増、繰入金として財政調整基金繰入金5,000万円増、繰越金として1,679万円減、諸収入として過年度分スポーツ振興くじ助成金5,012万円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費ではふるさと応援基金積立金3,783万5,000円増、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金3,180万円減、インフルエンザ予防接種委託料1,335万6,000円増、衛生費では大崎広域行政事務組合負担金3億3,404万7,000円増、消防費では中新田文化会館ホール空調設備改修工事請負費5,104万円増、災害復旧費では農業施設災害復旧工事請負費1,120万円増などのほか、職員人件費の整理及び組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番沼田雄哉君。

○10番（沼田雄哉君） 10番、2点お伺いいたします。

まず初めに、11ページ21款諸収入、雑入として町有建物等共済金503万6,000円が計上されています。共済金ですから、何か事故とか災害があったんだろうと思います。この内容について、お願いいたします。

それから2つ目、12ページの2款総務費1の一般管理費、この中の7報償費、ふるさと納税謝礼として1,050万円計上されています。これは、当初予算と同じ金額の補正になります。平成元年度のふるさと納税が約3,600万円、今年度はそれを上回るペースで進んでいるんだろうと思います。現時点でどのぐらいいっているものか、その状況についてお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

まず1点目の諸収入の雑入、町有建物と共済金503万6,000円でございますが、こちらについては町有施設が自然災害等で被災した場合についての保険金ということでございます。1つは、土づくりセンターが落雷被害により電気設備が故障したというようなことで、その復旧費365万円ほどでございます。これが平成26年の8月に被災したのですが、落雷による部分とどこまでが対象になるのかというようなことで、保険の関係で共済のほうと協議をしながら至ったというようなことでございます。

2つ目が、やくらい文化センターの外部パネルが強風により被災したということでの復旧費用でございます。こちらについては108万9,000円ということで、こちら風水害の場合は2分の1が共済の対象になるというようなことで、半分の金額がその金額となります。

3点目がアユの養殖施設、こちらについては屋根の雨どいが雪により被災したというようなことで、こちらについても平成31年の1月に発生したものということで、こちらについては25万5,000円ほどでございます。

もう1点、小野田支所の軒先天井部分の一部損傷ということで、こちらも風水害のため半分でございますが4万1,000円ほどが対象ということで、合計で500万円ほどの金額になっております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

このふるさと納税につきましては、歳入歳出と両方に計上してございます。まず、10ページの18款寄附金でございますが、ふるさと応援基金の納税でございますが、3,500万円計上して

ございます。実は今年の7月現在におきましては、昨年度から比べましておかげさまで5倍に伸びてございます。いろいろな要因がございますけれども、受付窓口のサイトを3件から6件に増やしてございます。さらには返礼品も拡大いたしまして、町内32の事業所に拡大を図ってございます。さらにはグリコさんのレトルト食品、こういったものが昨年から比べて5倍に増えています。そういった形で、実績がかなりのスピードで伸びてございます。

今後、申告で使う寄附控除が12月で締め切りますので、年末にかけてさらに伸びると予測いたしまして、本来は5倍の数字を上げたいんでございますが、平成30年から令和元年にかけて、これが2倍に膨れています。さらに5倍に今回伸びたということでございますが、なかなかそう甘くはないということで、実績の2倍の数字ということで去年の実績3,500万円に対しまして今回も3,500万円の同額を計上いたしまして、7,000万円にするものでございます。今現在の実績でございますが、基金の中には現在で6,200万円の積立てがございます。

同時に歳出のほうでございますが、これは12ページの報償費・役務費、そして委託という形になるわけでございますが、歳入の約48%に当たる部分がそういった経費として支出を図っているものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） よろしいですか。

その他質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ちょっと関連なんですけど、今10ページの説明が企画財政課長さんからありましたが、ふるさと応援基金寄附金が3,500万円、この内容について例えば自然環境保護のためとか、子どもたちの健全育成のためとか、魅力あるふるさとづくりのためとか、そういう理由があるかと思うんですが、そういうふう指定されてきた寄附金がどれくらいあるのか、この時点でお分かりでしたらお聞かせください。

それから2点目が、若鮎型の補助金が200万円入っていますが、どういったところから入っているのかという、これは若鮎型寄附金にしてほしいというふうな要望があって入っているかどうか。あと、今残っているのはどれくらいあるのかという、2点についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

ふるさと応援納税につきましては、特に指定されたものは大きなものはなかったと理解してございます。加美町の振興策として、いろいろな形で使っていただきたいというような目的でございます。教育関係につきましてはまた別個になりますので、そういった意味で加美町の発

展のために寄附したいというものがほとんどでございました。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

若鮎寄附金のほうの寄附金でございますが、寄附者については匿名ということでお願いしたいということで、答弁のほうご容赦いただきたいと思います。

それから、現在の基金の残高でございますが、ほぼ残っていないと。若干のあれはありますけれども、かなりほとんど原資はなくなっている状態でございますが、今回200万円の寄附をいただいたということで、大学生であれば約1人分の寄附金は確保できているのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ちょっと心配になってきましたが、じゃあ今後若鮎型の寄附金については残っていないというふうなことです。今後どういうふうな方策で増やしていくというか、積み立てていくというふうな方針を持っておられるのかお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 8番伊藤由子さん、補正予算に計上している内容でございませぬので、別の機会にお願いしたいと思います。

その他、質疑ございませぬか。13番伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 13番。

財産収入の点について。立木売払の680万9,000円ですか、これ行政報告だと田代とかあれになっていますけれども、どこなんでしょう、これ。どこの山を売ったのか、ちょっとその辺の内容をお伺いしたいです。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 森林整備対策室長です。

今回補正させていただきました立木の売払収入でございますけれども、こちらのほうは県の林業公社と分収契約をしている宮崎字北25番地の分収林、こちらのほうを12.9ヘクタール、販売実績にして922立米、452万3,000円、こちらのほうの売払を公社のほうでしたんですけれども、分収造林契約では公社が6割・町が4割ということなので、その割合に基づきまして108万9,000円ということで、まず1つがこれになります。

あと、もう1つの500万円につきましては、一般造林費で広葉樹の更新伐ということで、森

林育成事業のほうを実施するんですけれども、そちらのほうの広葉樹の売払収入のほうを500万円見込んで、合わせた金額が680万9,000円になります。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 5ページの債務負担行為、中新田公民館整備事業についてお伺いいたします。

初日の一般質問でもお伺いしましたがけれども、建設費6億6,392万8,000円のうち起債で6億1,450万円ということで、建設費の負担割合について企画財政課長、お願いいたします。それで、今、傍聴に来られている方もおりますけれども、インターネットでご覧になっている方もいらっしゃいますので、簡単に結構ですので債務負担行為についてちょっとお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

建設費の負担金ということでございますが、工事費・工事管理費用を含めまして6億4,580万円となっております。今回地方債・合併特例債を使うわけでございますが、充当率が95%ということで数字を定めてございます。数字につきましては、6億1,450万円の数字が地方債を使つての返済となるわけでございます。この地方債につきましては、後年度公債費として返済するという形になります。70%が普通交付税で算定されてございますので、1億8,435万円、これが30%の負担割合となるわけでございます。合併特例債につきましては3年据え置き、そして15年返還ということになります。ですので、実質12年の返済となるわけでございますが、その間年1,537万円が支払いという形になります。

そのほかに、維持費・設計という数字はまた別な形での計算になりますけれども、大枠ではこの数字ということになります。

以上です。

債務負担の中身ということでございますが、これはあくまでも今回は予算のないところで契約はできないということになります。あくまでも予算の確約が必要になってございます。そういった意味で、きょう補正予算でその確約をいただきまして、そして契約に運びたいというふうに思っております。そういった意味では、長期にわたる契約もございしますが、令和3年度の期間での今回の契約に基づく債務負担行為でございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 13ページになります。情報システム費の光ケーブル移設改修経費500万円、それと次の15款の移住・定住費の中の補助金、地域おこし協力隊員定住支援助成金18万円と、「ファミリー住ま居る住宅取得補助金」220万円、これについてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

光ケーブルの関係でございますが、電柱の移設に伴いまして光ケーブルも今回移設ということになりますので、これにつきましては一般会計の中からの負担金となります。そういった意味では、町の持ち出しになるわけでございますが、予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

最初に、地域おこし協力隊員定住支援助成金でございますが、こちらは地域おこし協力隊を卒業されてから加美町に定住された方に対して、家賃の支援をするものでございます。1か月当たりお一人当たり月額1万5,000円を支援するという内容でございます。当初予算で5名ほど該当する方おありまして、5人分の予算を計上しておったんですが、隊員通常3年なんですけど2年で卒業された方が1名おありまして、その1名分を今回補正させていただくということでございます。

次に、「ファミリー住ま居る住宅取得補助金」でございますが、こちらにつきましては当初で25件分、1件当たり80万円で2,000万円ほど予算計上させていただいておりましたが、年度の初めにもう4月・5月ぐらいでほぼ申込みが予算に達してしましまして、今受付は打ち切った状態にしているんですが、その後に御相談等がございまして、その中で年度内に住宅が完成をして登記が済むという見通しの方が4名ほどいらっしゃいますので、その方々の分については今回補正をさせていただいて対応したいなというふうに考えてございます。その4人のうちのお二人は、レインボービレッジ2区画ほど昨年度末まであったんですが、そのほうを購入された方でございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑はございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 13ページの16の新型コロナウイルス感染症対策費の中の5、ひとり親家庭緊急支援金給付事業、これが減の104万円になっておりますが、父子・母子の関係があると

と思いますが、その辺等についてどういう関係で減じられているのかちょっとお聞きします。

○議長（工藤清悦君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

この予算の減につきましては、当初少し余計目を取っていたというお話を聞いております。というのは離婚の相談を、ちょうどそのあたりはかなり相談受けていたということと、あとたまたまその時期に再婚したということもありまして、幾らかは本来よりは余らないはずだったんですけども、実際そのようなこともありまして50人分ちょっと余ってしまったということになります。

すみません、よろしくお願ひします。

○議長（工藤清悦君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） まあ、そういういろいろな事情あってのことで減じたということですが、それに該当する方については漏れなく支給をされたということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

現在260名支給しておりますが、あと残り5人の方残っているということで、その方は児童扶養手当の現況届けの受付の際に手続をしていただこうと思っていたんですが、なかなかお会いできないということで、いまだに交渉、こちらのほうで申請するように声かけている方でございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） まだ手続をしていない方5人ということなんですが、その方については留保している残があるということで理解してよろしいか。それとも、この方にいつの期限までということで、こちらから催促ということもないんでしょうかね。それも業務の1つじゃないかと思ひますので何回となくその方に、多分そういう生活をされているという思ひが私あると思ひますので、こういういい機会ですので、こういう施策をしているわけですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 要望でよろしいですか。（「はい」の声あり）

その他質疑ございませんか。12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 12番。

18ページの農業振興費に関連してお聞きします。当初より354万何がしの増額補正ということなんで、これの内訳を見ますと鳥獣害対策ということで補正がなされておるようなんですが、現況の350万円の状況、今の内訳等についてまずお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

鳥獣害対策のほうの予算でございますが、当初771万円ほど置かせていただいております。それで、鳥獣被害のほうの対策事業で補助2分の1を出しているんですが、これらの771万円をもう使い切っております。それで、今後要望として上げられているものに対して、一応集計を取りました。そうしますと、98万5,000円ほどの要望が新たに出ておりますので、若干それを上回った金額を今回補正させていただきたいなということで、この金額を上げさせていただきました。

あと、鳥獣害の対策の支援補助金といたしまして、音花火ということで鳥獣を追い払うための花火と、あと熊の放縦手数料ということで、イノシシのわなに間違っ捕獲される場合があります。その場合麻酔処理をしまして、取りあえずわなから外して山にまた放縦するというような内容の予算も今年度4件置いていたんですが、それも全部使い切ってしまったので、今後また発生する可能性がありますので、3件ほどの分の予算を合わせて計上させていただきまして、319万5,000円補正させていただくというような内容になっております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） この問題に関しては、以前にも一般質問でも皆さんが再三申し上げているとおり、私も別な委員会等々でもお話ししましたんですが、鳥獣害対策室をつくってもいいのではありませんかというぐらいの鳥獣被害が爆発的に、それこそコロナではありませんけれども多くなっているのが現状だと思います。山間地区の皆さんは、もう農業作物等も全て被害をもって自分らが食する分も、全部イノシシだ熊だとやられてしまっている現状が非常にあるようであります。

ですから早急に、この問題も350万円で恐らく済まないと思います。コロナ対策と同等に、その問題に対しても真剣に取り組まれるようお願いしたいと思うんですが。これは、今数字的に中身聞きましたので、今後そういうところに頭を置いていただきながら、山間地区の苦労されている皆さんのためにもぜひお願い、要望は本当はうまくないんだけど、あえてここ

で言うておきます。ただ、その思いなり何なり、今後の考え方について一言聞かせてください。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も、状況は把握してございます。重大な問題でございます。何とか実施隊の皆様方の協力いただきながら、農業被害の減少に向けて、安心して農業ができるような環境整備のために努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） そのほか質疑ございませんか。9番三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 今の鳥獣害の関連でお話しさせてもらってよろしいでしょうか。

実際、宮崎地区の山でももちろんずっと、柳沢、賀美石、ずっと今イノシシも増えてきています。個人的に対応されている方も随分あってこういう数字になっていると思うんですけども。やっぱり、地域全体で一旦対策の話し合いとか、町と農業者あるいは地域の皆さんで会議を持った対策が必要なんじゃないかという気がするんですよ。今まで、多分そういう会議って持たれていなかったんじゃないでしょうか。もう少し総合的な、やっぱりみんなで話し合った対策をきっちり考えて、計画を立てていただくようお願いしたいと思うんですが。町長、この辺は今後お願いできませんか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 農林課も地域のご要望をお聞きしながら、対応できるように努力をしているところでございます。ただ、やはり地域が地域ぐるみで、おっしゃるとおり自分たちの地域は自分たちで守るということで対応することが重要だと思っております。既に全国では、そういった地域が主体となった鳥獣被害対策に取り組むという例も出てきておりますから、そういった視点で町と連携を取りながらやっていくという、そういったことも含めて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） そのほか質疑ございませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時27分 休憩

---

午後 3時42分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ここで、議案第64号令和2年度加美町一般会計補正予算（第6号）に対して、1番味上庄一郎議員から資料のとおり修正の動議が提出されております。よって、これを本件と併せて議題とし、提出者の説明を求めたいと思います。1番味上庄一郎議員、ご登壇願います。

〔1番 味上庄一郎君 登壇〕

○1番（味上庄一郎君） 修正動議についてご説明申し上げます。

議案第64号令和2年度加美町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議でございます。

定例会初日から一般質問でも申し上げております、非常に逼迫する町の財政状況を鑑み、債務負担行為の中新田公民館整備事業、令和3年度6億4,800万円について削除を求める動議でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 修正動議の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。この討論は、先例88により、まず原案に賛成の討論を許可いたします。

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、修正案に賛成者の討論を許可いたします。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 大変失礼いたしました。

令和2年度一般会計補正予算、中新田公民館建設に係る債務負担行為、これの修正案に賛成の立場で討論をいたします。

町長は、議会初日の一般質問でも、「現在の財政状況が非常に厳しい状況にあることは、十分認識している」との答弁でございます。実質単年度収支が平成27年から赤字に転じ、財政調整基金からの取り崩しも続いております。今年度も取り崩しがあり、財政調整基金への繰入は当初予算を下回る予想になっております。さらに、今後も歳入の増加は認められないことも認識していながら、中新田公民館の建て替えに踏み切るとはとても理解しがたい事業と言わざるを得ません。

この計画の議論が始まった当初は、私自身も建て替えに賛成の立場でありました。担当職員皆様のこれまでの丁寧な説明には心から敬意を表するものの、昨夜のようなゲリラ豪雨が多発する昨今において、防災上の対策も講じられない平屋建てであることや、駐車場の問題も棚上げされております。既存の公民館は、構造上コンクリート強度に何の問題もありません。大規模改修は、新築の75%の経費がかかるとしておりますが、エレベーターの設置やバリアフリー

化など利用者にとって必要な改修を行うなどの検討を重ねることで、事業費を75%以下に抑えることは可能であると思います。

私も、中新田地区住民として、地区住民として地区住民の公民館新築に期待する心情は十分に理解できるものでありますが、これ以上町の借金を増やし子や孫の代まで負担を残すことを選択することはできないという苦渋の判断であります。

議員各位におかれましては、十分に熟慮の上正しいご判断をしていただきますよう心からお願い申し上げ、討論といたします。

○議長（工藤清悦君） 次に、原案の賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号令和2年度加美町一般会計補正予算（第6号）の採決を行います。

まず、本件に関する味上庄一郎議員から提出された修正案について採決を行います。

この票決は起立によって行います。

本件は修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤清悦君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決を行います。

この票決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤清悦君） 起立多数であります。よって、議案第64号令和2年度加美町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第65号 令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（工藤清悦君） 日程第8、議案第65号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、議案第65号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ5,884万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億2,944万5,000円とする補正予算であります。

歳入については、一般会計繰入金で45万円、繰越金で5,839万5,000円を増額するものであります。

歳出については、徴税費において電算委託料を116万2,000円追加するほか人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第66号 令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（工藤清悦君） 日程第9、議案第66号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第66号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ20万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,920万4,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金で20万4,000円増額し、歳出については繰入に合わせ予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第67号 令和2年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（工藤清悦君） 日程第10、議案第67号令和2年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第67号令和2年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億264万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ32億8,064万6,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、支払基金交付金として前年度介護給付費交付金精算金219万8,000円増、繰越金として9,547万1,000円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費において一般会計繰出金835万9,000円増、諸支出金において前年度介護給付費等負担金返還金3,254万7,000円増などのほか人件費の整理を行い、予備

費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 1点だけ伺います。

50ページの繰越金ですが、補正前が1,200万円の予算に対して補正額が9,500万円、この内容についてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

繰越金で9,500万円ほど増えております。この中には、歳出のほうで出てきておりますけれども前年度介護給付費負担金返還金という形で、要は前年度から余って今年に繰り越した分で、それは前年度分の精算ということで今回返す分も入っておりますので、この9,500万円のうち3,200万円についてはその分が入っているということ。あと、その他の6,000万円ほどになりますけれども、これについては通常の繰越分ということと、あと入ってきた分と給付との差額ということで、こちらについてさらにまたこの繰り越した分について前年度精算というような形で、また今後出てくるものもあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第67号令和2年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号令和2年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第68号 令和2年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（工藤清悦君） 日程第11、議案第68号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第68号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ221万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,288万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、一般会計繰入金で346万4,000円を減額するほか、繰越金で125万円を増額するものであります。

歳出については、人件費を整理するほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第69号 令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（工藤清悦君） 日程第12、議案第69号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第69号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ657万9,000円とする補正予算であります。

歳入については繰越金で47万9,000円を増額し、歳出については歳入に合わせ予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第70号 令和2年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（工藤清悦君） 日程第13、議案第70号令和2年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第70号令和2年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ39万円を追加し、歳入歳出それぞれ369万円とする補正予算であります。

歳入については繰越金で39万円を増額し、歳出については歳入に合わせ予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号令和2年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号令和2年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案71第号 令和2年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（工藤清悦君） 日程第14、議案第71号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第71号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ50万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ310万7,000円とする補正予算であります。

歳入については繰越金で50万7,000円を増額し、歳出については歳入に合わせ予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第72号 令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（工藤清悦君） 日程第15、議案第72号令和2年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第72号令和2年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ536万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億536万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金で536万6,000円を増額するものであります。

歳出については、総務費で全期分前納報奨金を39万6,000円増額するほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号令和2年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号令和2年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第73号 令和2年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（工藤清悦君） 日程第16、議案第73号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第73号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ397万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,397万3,000円とする補正予算であります。

歳入については繰越金で397万3,000円を増額し、歳出については繰入れに合わせ予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第17 請願第1号 加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める

## 請願について

○議長（工藤清悦君） 日程第17、請願第1号加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める請願についてを議題といたします。

総務建設常任委員会に付託しておりました本件について、委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会委員長、ご登壇願います。

〔総務建設常任委員会委員長 早坂忠幸君 登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（早坂忠幸君） それでは、委員長報告を申し上げます。

令和2年3月13日に総務建設常任委員会に付託されました請願第1号加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める請願について、審査の過程における各委員からの意見及び審査結果についてご報告申し上げます。

本請願は、加美町議会の議員定数について、県内において同程度の有権者数を有する他自治体との比較から、議員定数を13人もしくは14人へと削減するよう加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求めるものであります。

本件について、当委員会では請願者及び紹介議員からの聞き取りや、議会改革推進協議会への諮問を行い、請願採択への是非を審議しました。その中では、議員定数の根拠が有権者数のみでは不十分であり、面積や合併の有無、財政規模、地域性など、考慮すべき要素が多々ある。安易な議員定数の削減は、施策への多様な民意の反映や行政への監視などといった議会の持つ機能の低下を招き、二元代表制の意義を損なう。数年をかけて決定した前回の議員定数削減から、まだ1期を経過していない。定数については、慎重に議論を重ねた上で決めるべきなどのように、定数の削減については様々な角度から検討すべきであるという意見が多数でありました。中でも、定数削減による議会機能の低下を懸念する意見が数多くありました。

一方で、前回削減時の検討の中で18人とする考えと16人とする考えが拮抗していたため、今後定数を16人とすることも考えられるという意見もありました。

以上のことを踏まえて、本委員会では議員定数の削減について、議会機能の低下防止を念頭に置いた上で、今後も検討を重ねるべきことと考えますが、本請願の有権者数のみを根拠に議員定数を13人もしくは14人とするという請願者及び署名人の趣旨には同意しかねるため、不採択と決定いたしました。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 本請願の審査に当たって、どういった部分に視点を置いたのか。これは大変大事な部分だろうと思います。請願者は、定数を削減してほしいと訴えているわけでありますから、削減しても議会としての機能・役割を果たせる手法・手段はないのかどうか、町民の声を行政に反映させる方法はほかにはないのだろうか。この辺の部分、詳細に調査・議論はされたのかどうか。これ1点。

あともう1点は、先ほど報告の中にありましたけれども、議員定数を13人、14人という部分は修正をして、趣旨の本文に入っていないのではないのですか、お尋ねいたします。

○議長（工藤清悦君） 総務建設常任委員会委員長。

○総務建設常任委員会委員長（早坂忠幸君） それでは、お答えいたします。

最初の、どういった点に主眼を置いてという質問なんですけれども、紹介議員も我々と一緒に議会改革推進協議会の一員です。それで、その中での発言は紹介議員ございませんでした。といった観点から、その時点でこういうお話をいただいて、私はほしかったと思っております。

それから、13・14人という人数が、趣旨といいますか入っていないんじゃないかというお話なんですけれども、請願書の上段ですか、趣旨といいますか要旨といいますか、あの中にきちりとこの数値が入っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める請願についての採決を行います。

この票決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択でありました。本請願の原案について採決を行います。本件は原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤清悦君） 起立少数であります。よって、請願第1号加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める請願については、採択しないことに決定いたしました。

請する意見書採択を求める陳情書について

○議長（工藤清悦君） 日程第18、陳情第1号宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書についてを議題といたします。

教育民生常任委員会に付託しておりました本件について、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員会委員長、ご登壇願います。

〔教育民生常任委員会委員長 沼田雄哉君 登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（沼田雄哉君） それでは、委員長報告を申し上げます。

令和2年3月13日に教育民生常任委員会に付託されました陳情第1号宮城県に対し小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書について、審査の過程における各委員からの意見及び審査結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、宮城県に対し県の学級編制弾力化事業を拡大し、小・中学校全学年で少人数学級の実現及び特別支援学級の編成標準を8名から6名にすることを要請する地方自治法第99条の規定に基づく意見書を宮城県に提出することを求めるものです。

本件について、当委員会では陳情者から陳情理由及び陳情内容の説明を受けました。紹介議員からは、2011年に公立義務教育諸学級の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、公立小学校1学年の学級編制標準が35名に引き下げられました。附則には、小学校2学年以上の学年についても、順次改定の措置を講ずることについて検討を行うとなっているとの説明を受けました。続いて教育長からは、国の学級編制の基準、及び県の学級編制弾力化事業の内容、町内の学校のクラス編制などについて説明を受け、陳情採択の是非を審議しました。

委員会としましては、子どもたち一人一人に目が行き届き、子どもの声に耳を傾けることができ、どの子にも楽しく安心して学べ、健やかに育つことができる教育条件の整備が必要であることから、趣旨のとおり宮城県知事宛に意見書を提出すべきであるとして、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第1号宮城県に対し小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採

採択を求める陳情書についての採決を行います。

お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号宮城県に対し小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書の採択を求める陳情書については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。日程第19、認定第1号令和元年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第2号令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第3号令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第4号令和元年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第5号令和元年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第6号令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、認定第7号令和元年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、認定第8号令和元年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、認定第9号令和元年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、認定第10号令和元年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、認定第11号令和元年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上11件はいずれも令和元年度決算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、日程第19、認定第1号から日程第29、認定第11号についてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

---

日程第19	認定第1号	令和元年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第2号	令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第3号	令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第4号	令和元年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

- 日程第 2 3 認定第 5 号 令和元年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 6 号 令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 7 号 令和元年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 8 号 令和元年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 9 号 令和元年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 1 0 号 令和元年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 認定第 1 1 号 令和元年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（工藤清悦君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 認定第 1 号から認定第 11 号までについてご説明申し上げます。

認定第 1 号令和元年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 11 号令和元年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの 11 件につきまして、別冊各種会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに監査委員の意見書を添えて、決算の認定をお願いいたすものであります。

詳細につきましては会計管理者及び上下水道課長からご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（佐藤和枝君） 会計管理者でございます。

では私から、一般会計及び 9 つの特別会計の令和元年度歳入歳出決算額についてご報告申し上げます。

初めに、決算認定に付する関係書類でございますが、地方自治法第 233 条第 1 項及び地方自治法施行令第 166 条第 2 項の規定により調製いたしました歳入歳出事項別明細書、実質収支に

関する調書及び財産に関する調書でございます。様式につきましては、地方自治法施行規則第16条及び第16条の2の規定に基づいて調製しております。

それでは、1ページをお開き願います。

令和元年度加美町一般会計歳入歳出決算書。

歳入の款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順でご報告いたします。なお、項の欄及び予算現額と収入済額との比較欄につきましては、省略させていただきます。

1 款町税、予算現額26億7,887万6,000円、調定額27億7,278万8,413円、収入済額27億3,960万7,817円、不納欠損額354万6,177円、収入未済額2,963万4,419円。

2 款地方譲与税、1億9,639万1,000円、調定額、収入済額ともに2億338万619円、1欄飛びゼロ。

3 款利子割交付金、予算現額150万円、調定額、収入済額ともに124万7,000円、1欄飛びゼロ。

4 款配当割交付金、予算現額710万円、調定額、収入済額ともに598万5,000円、1欄飛びゼロ。

5 款株式等譲渡所得割交付金、予算現額560万円、調定額、収入済額ともに365万9,000円、1欄飛びゼロ。

6 款地方消費税交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに4億2,883万6,000円、1欄飛びゼロ。

7 款ゴルフ場利用税交付金、予算現額350万円、調定額、収入済額ともに229万497円、1欄飛びゼロ。

8 款自動車取得税交付金、予算現額3,850万円、調定額、収入済額ともに3,976万1,398円、1欄飛びゼロ。

2ページをお開き願います。

9 款地方特例交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに6,218万4,000円、1欄飛びゼロ。

10 款地方交付税、予算現額、調定額、収入済額ともに54億6,841万4,000円、1欄飛びゼロ。

11 款交通安全対策特別交付金、予算現額350万円、調定額、収入済額ともに307万9,000円、1欄飛びゼロ。

12 款分担金及び負担金、4,742万5,000円、4,663万840円、4,511万4,530円、1欄飛び251万6,310円。

13 款使用料及び手数料、1億4,290万2,000円、1億7,890万8,443円、1億4,613万5,560円、

141万3,513円、3,135万9,370円。

14款国庫支出金、11億8,808万3,000円、調定額、収入済額ともに10億1,264万5,048円、1欄飛びゼロ。

15款県支出金、8億2,182万2,000円、調定額、収入済額ともに7億2,130万542円、1欄飛びゼロ。

16款財産収入、7,185万8,000円、調定額6,787万3,269円、収入済額6,554万529円、1欄飛び233万2,740円。

17款寄附金、予算現額4,135万4,000円、調定額、収入済額ともに4,477万5,000円、1欄飛びゼロ。

3ページをお開き願います。

18款繰入金、予算現額9億9,250万9,000円、調定額、収入済額ともに9億4,170万9,865円、1欄飛びゼロ。

19款繰越金、2億8,010万5,000円、調定額、収入済額ともに2億8,010万5,486円、1欄飛びゼロ。

20款諸収入、2億9,821万3,000円、2億4,440万5,215円、2億4,118万3,582円、19万9,329円、302万2,304円。

21款町債、16億7,170万円、調定額、収入済額ともに13億840万円、1欄飛びゼロ。

歳入合計、予算現額144億5,037万2,000円、調定額138億3,838万4,035円、収入済額137億6,535万9,873円、不納欠損額515万9,019円、収入未済額6,786万5,143円です。

続きまして、歳出をご説明いたします。

4ページをお開き願います。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順で説明いたします。なお、項の欄及び予算現額と支出済額との比較欄につきましては省略させていただきます。

1款議会費、予算現額1億4,994万5,000円、支出済額1億4,817万8,359円、翌年度繰越額なし、不用額176万6,641円。

2款総務費、19億2,283万2,000円、18億6,843万325円、424万円、5,016万1,675円。

3款民生費、34億4,909万円、34億508万4,003円、1欄飛び4,400万5,997円。

4款衛生費、7億6,682万6,000円、7億5,916万1,359円、108万9,000円、657万5,641円。

5款労働費、920万5,000円、913万9,551円、1欄飛び6万5,449円。

6款農林水産業費、6億9,798万4,000円、6億1,969万1,166円、6,393万4,000円、1,435万

8,834円。

7 款商工費、4 億3,751万2,000円、4 億2,825万5,710円、1 欄飛び925万6,290円。

8 款土木費、18億249万7,000円、15億7,031万9,316円、1 億4,326万3,000円、8,891万4,684円。

5 ページをお開き願います。

9 款消防費、5 億9,828万5,000円、5 億8,568万6,105円、763万4,000円、496万4,895円。

10 款教育費、24億8,573万9,000円、22億2,073万4,680円、1 億9,061万1,000円、7,439万3,320円。

11 款災害復旧費、3 億6,473万8,000円、1 億2,576万98円、2 億2,268万7,000円、1,629万902円。

12 款公債費、16億4,045万2,000円、16億3,925万2,318円、1 欄飛び119万9,682円。

13 款予備費、1 億2,526万7,000円、2 欄飛び1 億2,526万7,000円。

歳出合計、予算現額144億5,037万2,000円、支出済額133億7,969万2,990円、翌年度繰越額6億3,345万8,000円、不用額4 億3,722万1,010円。

6 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額、3 億8,566万6,883円、うち基金繰入額1 億5,000万円。

令和2年9月9日提出、加美町長猪股洋文。

一般会計の実質収支に関する調書につきましては報告を省略させていただきます。

以上で一般会計の説明を終わります。

次に、国民健康保険事業等9つの特別会計につきましてご報告いたします。

なお、特別会計につきましては、実質収支に関する調書のみの報告とさせていただきますので、ご了解願います。

247ページをお開き願います。

国民健康保険事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額26億6,915万5,000円、2、歳出総額25億3,369万7,000円、3、歳入歳出差引額1 億3,545万8,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額1 億3,545万8,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額7,000万円。

260ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額2 億6,638万7,000円、2、歳出総額2 億6,207万6,000円、3、歳入歳出差引額

431万1,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額431万1,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

284ページをお開き願います。

介護保険特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額31億9,521万7,000円、2、歳出総額30億8,771万1,000円、3、歳入歳出差引額1億750万6,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額1億750万6,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

293ページをお開き願います。

介護サービス事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額1,742万1,000円、2、歳出総額1,512万2,000円、3、歳入歳出差引額229万9,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額229万9,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

301ページをお開き願います。

加美郡介護認定審査会特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額666万6,000円、2、歳出総額469万3,000円、3、歳入歳出差引額197万3,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額197万3,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

308ページをお開き願います。

霊園事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額380万4,000円、2、歳出総額145万9,000円、3、歳入歳出差引額234万5,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額234万5,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

315ページをお開き願います。

町営駐車場事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額294万1,000円、2、歳出総額193万1,000円、3、歳入歳出差引額101万円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額101万円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

333ページをお開き願います。

下水道事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額11億7,003万1,000円、2、歳出総額11億4,374万円、3、歳入歳出差引額2,629

万1,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額1,267万円、5、実質収支額1,362万1,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

344ページをお開き願います。

浄化槽事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億266万7,000円、2、歳出総額9,634万円、3、歳入歳出差引額632万7,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額632万7,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

9つの特別会計の決算額等は以上でございます。

次に財産に関する調書につきましては、次の345ページから361ページにかけて、公有財産、物品、基金の区分で決算年度中の増減残高と決算年度末現在高について記載しておりますが、詳細につきましては省略させていただきます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤清悦君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。  
上下水道課長。

○上下水道課長（大場利之君） 上下水道課長です。

私のほうから、令和元年度加美町水道事業会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

363ページをお開き願います。

令和元年度加美町水道事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、予算額、当初予算額5億4,020万円、補正予算額ゼロ円、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額ゼロ円、合計5億4,020万円です。決算額5億2,990万2,969円。決算額のうち仮受消費税3,901万7,167円。

支出。

第1款水道事業費用、予算額、当初予算額5億4,020万円、補正予算額ゼロ円、予備費支出額ゼロ円、流用増減額ゼロ円、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額ゼロ円、小計5億4,020万円、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額ゼロ円、合計5億4,020万円、決算額5億1,284万1,407円。地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額ゼロ円、決算額

のうち仮払消費税2,835万6,171円。

364ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、予算額、当初予算額276万2,000円、補正予算額ゼロ円、小計276万2,000円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額ゼロ円、継続費通次繰越額に係る財源充当額ゼロ円、合計276万2,000円、決算額276万2,000円。

支出。

第1款資本的支出、予算額、当初予算額1億5,280万円、補正予算額1,800万円の減、流用増減額ゼロ円、小計1億3,480万円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額ゼロ円、継続費通次繰越額ゼロ円、合計1億3,480万円、決算額1億2,997万7,176円。翌年度繰越額、地方公営企業法第26条の規定による繰越額ゼロ円、継続費通次繰越額ゼロ円、合計ゼロ円。決算額のうち仮払消費税額562万4,854円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,721万5,176円は、過年度分損益勘定留保資金1億159万322円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円及び当該年度消費税資本的収支調整額562万4,854円で補填した。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。代表監査委員、ご登壇の上、報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 小山元子君 登壇〕

○代表監査委員（小山元子君） 代表監査委員の小山でございます。よろしく願いいたします。

それでは、審査意見書のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項並びに同法241条第5項の規定により、審査に付されました令和元年度加美町一般会計・特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況を示す書類について審査を行い、9月8日、町長へ審査意見書を提出いたしました。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象は、令和元年度加美町一般会計及び加美町国民健康保険事業特別会計ほか8つの特別会計の歳入歳出決算と財産に関する調書です。

審査は令和2年7月16日から8月7日まで行いました。審査の手続はここに記載のとおりで

ございます。

2ページをお開き願います。

審査の結果は、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿、証書類等照合した結果、総じて誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務処理もおおむね適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は関係帳簿等照合した結果、誤りのないものと認められ、基金の運用状況も妥当であると認められました。

次に、決算の総括に入らせていただきます。

令和元年度の決算規模は、歳入総額が211億9,964万8,373円、うち一般会計は137億6,535万9,873円、特別会計が74億3,428万8,500円。歳出総額は205億2,646万1,586円、うち一般会計は133億7,969万2,990円、特別会計が71億4,676万8,596円。差引残額は6億7,318万6,787円、うち一般会計は3億8,566万6,883円、特別会計が2億8,751万9,904円となっております。

なお、3ページ以降につきましては、時間の都合上詳細を割愛させていただきますことを、あらかじめご了承願いたいと存じます。

会計別決算収支の状況は、3ページ表の1をご覧ください。

一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源1億245万7,000円を差し引いた実質収支は2億8,321万円、特別会計全体では、1,267万円を差し引きますと実質収支額は2億7,485万円となり、いずれも黒字決算となっております。

4ページ、表3をご覧ください。普通会計で分析した決算状況でございます。実質収支は2億8,636万円の黒字、単年度収支額は2億4,987万1,000円の赤字、実質単年度収支を見ますと9億3,821万2,000円の赤字となっております。

6ページ、表6をご覧ください。令和元年度の主要財務比率は、財政力指数0.345、経常収支比率95.1%、実質公債費比率8.1%となっております。

町債の状況は表7で示してあるとおり、一般会計と特別会計の令和元年度末現在高は190億9,243万6,000円となり、前年度末現在高より6億666万9,000円減少しております。令和元年度末現在高のうち、139億2,045万5,000円が地方交付税で算入されます。

一般会計の決算状況につきましては、8ページからになります。一般会計の実質収支額2億8,320万9,883円のうち、地方自治法の規定によります財政調整基金繰入額は1億5,000万円で、翌年度への繰越額は1億3,320万9,883円となっております。

表10の下段をご覧ください。不納欠損額は前年度より169万2,454円増の515万9,019円、収入未済額は226万4,202円減の6,786万5,143円となっております。

10ページは町税の状況でございます。町税における収入済額は、前年度より9,770万3,971円増の27億3,960万7,817円、不納欠損額は354万6,177円、収入未済額は2,963万4,419円となっております。

次のページは住宅使用料の収入状況でございますが、収入済額は7,954万6,310円、不納欠損額137万4,600円、収入未済額は2,865万4,690円、収納率は72.6%に向上しております。

表17の歳出決算状況におきましては、支出済額133億7,969万2,990円、翌年度繰越額は6億3,345万8,000円、執行率は92.6%となっております。

20ページからは特別会計の決算状況になります。表30におけます翌年度繰越額は4,182万円は、公共下水道雨水管渠工事請負費ほか2件の事業が明許繰り越しされたものです。

特別会計の収納状況は、国民健康保険税で表33ページをご覧ください。

収入済額が5億6,630万8,778円、不納欠損額429万2,627円、収入未済額2,234万6,486円、収納率95.5%となっております。

後期高齢者医療保険料につきましては、23ページの表36をご覧ください。

収入済額2億6,638万6,589円、不納欠損額2,400円、収入未済額は33万3,876円、収納率99.9%となっております。

介護保険料につきましては25ページ、表40をご覧ください。

収入済額は6億1,333万6,499円、不納欠損額24万1,685円、収入未済額は351万4,318円、収納率99.4%となっております。

霊園使用料等につきましては28ページの表50、同じく町営駐車場使用料については表の53を参照願います。

下水道使用料等の収納状況は31ページの表57をご覧ください。

収入済額は2億7,285万6,305円、不納欠損額が9万5,249円、収入未済額は3,164万4,017円、収納率89.6%。

浄化槽使用料等につきましては、32ページの表61に示してありますとおり収入済額3,281万5,926円、収入未済額は37万3,566円、収納率98.9%となっております。

公有財産の状況につきましては、34、35ページに示してありますのでご確認いただきたいと思います。

基金につきましては、本年度末現在高は66億3,949万6,609円で、前年度末より5億249万

9,949円の減額となっております。財政調整基金につきましては、前年度決算剰余積立額2億7,000万円、利子相当額の1,165万9,000円を積み立てし、7億円を取り崩していることから、4億1,834万1,000円が減額となっております。また、今年度新たに森林環境譲与税基金を設置し939万円を積立てし、うち390万円を取り崩しております。

結びに本年度の決算状況は、一般会計に特別会計を合わせた総決算額は、歳入211億9,965万円、歳出が205億2,646万円で、決算収支は6億7,319万円の黒字、実質収支も5億5,806万円の黒字でございますが、前年度実質収支額等を控除した実質単年度収支額を見ますと、9億5,056万円の赤字となっております。

一般会計歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入は137億6,536万円、歳出は133億7,969万円で、前年度に比べ歳入は0.7%の減、歳出は0.5%の増となっております。決算収支は3億8,567万円の黒字、実質収支も2億8,321万円の黒字でございますが、実質単年度収支は9億3,823万円の赤字となっております。

前年度と比較し、歳入では0.7%減少し、歳出では0.5%増加しております。普通会計におけます歳入の構成を見ますと、一般財源では75.5%、前年より2.0ポイント減になっており、自主財源は32.7%で0.5ポイントの増となっております。歳出の構成は、義務的経費は39.9%で、前年度より0.3ポイント減少する一方、投資的経費は14.1%と4.9ポイント増加しております。

39ページの町税等の徴収及び使用料収入等の状況でございますが、町税全体では98.8%と依然高い収納率を維持し、国民健康保険税を見ますと95.5%に向上しており、昨年度に引き続き合併以来最高の収納率を更新するなど、滞納整理の充実強化や収納努力は評価するものであります。

また、住宅使用料の収納率は72.6%と1.2ポイント向上し、滞納繰越分につきましては前年度よりやや下回っておりますが、滞納整理の充実強化や収納努力がうかがえます。引き続き、住民負担の公平性を確保するためにも適切な対策を講じ、収納率の向上に積極的に努められたいと思います。

なお、不納欠損額は、町税ほか5件で総額955万3,000円となっております。主たる要因は、時効かつ所在不明、死亡、破産等によるものであり、いずれもやむを得ない場合と判断したものです。

総評。令和元年度は、予算編成方針に基づき国の取り組みと基調を合わせ、歳入歳出全般にわたる見直しで質の改善を図り、善意と資源とお金が循環する人と自然に優しいまちづくりを進めるため、地方創生の推進や第2次加美町総合計画を実現しつつ、多様化する行政需要に対

応してきておりますが、普通交付税の減少など厳しい財政状況にあります。普通会計歳入総額は前年度より0.5%増加しております。増加の要因は、固定資産税等の徴税、特別交付税、国庫支出金、スポーツ振興くじ助成金、そしてふるさと応援寄附金等の増額であります。普通交付税と震災復興特別交付税、繰越金、地方債等は減額になっております。

歳出を性質別に見ますと、義務的経費は前年度より1.2%増であり、投資的経費は普通建設事業費の増加、昨年の台風19号の被害により災害復旧事業の増加により前年度より55.5%の増となっております。

令和元年度の主要財務比率は、経常収支比率が年々悪化しており、実質公債比率も平成18年度の21.0%をピークに改善されてきておりましたが、平成29年度からは悪化の傾向にあります。将来負担比率は、地方債の発行抑制等により改善されてきておりますが、財源不足を財政調整基金等を取り崩し対応しておりますことから、当該基金の現在高は前年度より引き続き減額となり、基金全体の当年度末現在高も減少しております。今後も一般財源の減少が見込まれる中、これ以上の財政硬直化を進展させないためにも、経常経費の削減を推進し、継続して行財政改革に取り組む必要があるものと考えます。

本町は、人口減少や少子高齢化の進展などの多くの課題を抱えながら、善意と資源とお金が循環する持続可能な町に向け地方創生を積極的に推進しております。令和元年度は、やくらいコテージや中新田B&G海洋センターのバリアフリー化など各種事業に取り組む一方、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてチリ共和国のホストタウンとしてパラカヌー選手団3名の合宿を受入れ町民との交流会を開催するなど、交流人口の拡大と地域活性化の推進を図っております。また、エネルギー関連では、かみでん里山公社の電力供給を公共施設のほかにも店舗等にも拡大し、電気料金の削減とエネルギーの地産地消に向け成果を上げております。

しかしながら、本町は合併し16年を迎えましたが、人口減少と高齢化は進む一方であり、令和元年度に改定された加美町人口ビジョンによりますと町の人口は2030年に1万8,300人まで減少し、高齢化率は42%に達すると予測されております。

町の財政は経常的に自主財源は3割程度であり、歳入の多くを地方交付税などに依存しており、財政力は他の団体と比較しても低い水準にあります。また、地方交付税の特例加算の段階的縮減が平成30年度で終了し、本年度は一般算定に切り替わっております。このような状況の下、財源不足を主として財政調整基金を取り崩して対応してきていましたが、基金積立てより取崩し額が上回っているため、基金の残高は減少しております。歳出を見直し、単年度の収支

バランスを改善しない限り、基金残高は減少し続けるものと推計されます。

また、今後も経常的財政需要が増数することは確実であり、行財政運営における財源の確保が懸念される状況は続くものと思われます。さらには、地方交付税の減少により経常収支比率が95%を超え、財政の硬直化が進行しており、財政の健全化を図ることが喫緊の課題となっております。町では、これまでも種々対策を講じられてきておりますが、将来にわたって安定的な行財政運営を行っていくためには、予算編成方針を遵守し、政策効果に基づく事業の再編に努めることが極めて肝要と思います。

町においては、今後とも住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げ、常にその組織及び運営の合理化に努めるという原則に立ち、行財政改革と、徹底した予算執行管理に最大の努力を望むものであります。

なお、本年度末に発生しました新型コロナウイルス感染症は、国の内外はもちろんのこと地域社会に大きな影響を及ぼしていることから、その対策にも万全を期されたいと思います。

続きまして、令和元年度加美町水道事業会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。

1ページをお開き願います。

審査の結果につきましては、審査に付されました決算報告書、財務諸表等はいずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されており、当該年度末における財政状況及び経営は適正に表示され、事業も総じて経営努力され、かつ事務処理も適正であると認められました。

5ページをお開きください。

企業債の令和元年度末現在高は7億5,969万3,000円であり、そのうち1,587万円は地方交付税に算入されます。

水道使用料の収納状況は、収入済額は4億7,615万6,744円、不納欠損額は63万3,898円、収入未済額は4,674万1,750円、収納率は91.0%で前年度より0.6ポイント向上しております。

6ページの損益計算書をご覧ください。

営業利益は127万8,291円、経常利益は1,207万606円、特別損失で63万3,898円、当年度純利益は1,143万6,708円。当年度末処分利益剰余金は4,329万307円となっております。

財政状態につきましては、8ページの表7の貸借対照表を参照願います。

資産合計は31億8,618万7,493円、負債合計が12億1,164万6,049円、資本合計が19億7,454万1,444円となっております。

11ページをお開き願います。

結びに、令和元年度の業務実績は、給水人口が2万2,732人で前年度より376人減少し、給水

普及率は99.57%です。年間配水量は265万8,000リューベで、このうちの55.2%に当たる146万8,000立米は広域水道事業所から受水しております。また、有収水量は208万6,000立米で、有収率は前年度より0.57ポイント低下し78.5%となっております。

次に、経営内容を損益計算書で見ますと、事業収益は前年度より420万円減額の4億9,089万円で、事業費用は前年度より537万円減の4億7,882万円で、当年度純利益は前年度より187万円増額し、1,144万円となっております。また、供給単価と給水原価を比較しますと、有収水量1立米当たりの給水原価は216円99銭で、給水原価が供給単価より8円32銭上回っております。給水状況は、1人1日平均の給水量が251リットルで、年間無効水量の割合が14.8%と昨年度より0.6ポイント上昇しておりますことから、有収率向上のための対策を講じられたいと思います。

今後も、引き続き安全で快適な水の供給と、近年頻発している災害時にも安定した水の供給ができるよう、施設水準の向上等に努められたいと思います。また、水道使用料の収納状況は昨年度に引き続き現年分、過年分ともに収納率が向上し、収入未済額も減少しておりますことから、主管課におけます適切な対応と収納努力は評価されるものです。

終わりに、審査の詳細につきましてはお手元にある決算審査意見書をご覧くださいますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は令和元年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） 異議なしと認めます。よって、本議会は令和元年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで、休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、議員各位に申し上げます。委員会設置条例第9条の規定によりまして、令和元年度決算審査特別委員会を9月14日午前10時に本議場に招集したいと思います。ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時26分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月11日

加美町議会議長 工 藤 清 悦

署 名 議 員 早 坂 忠 幸

署 名 議 員 三 浦 進